

検討会の進め方について（案）

スケジュール(案)

第 1 回 現状把握・論点整理 平成 16 年 10 月 21 日（木）

- ・ 事務局から携帯電話用周波数の利用状況等について説明
- ・ 検討会の検討事項及び今後の進め方について意見交換

第 2 回 新規周波数に関するヒアリング及び意見交換 平成 16 年 11 月 4 日（木）

- ・ 新たに携帯電話用として使用する周波数帯（1.7GHz 帯等）に関する検討事項について、ヒアリング及び意見交換

第 3 回 新規周波数に関するヒアリング及び意見交換 平成 16 年 11 月 8 日（月）

- ・ 新たに携帯電話用として使用する周波数帯（1.7GHz 帯等）に関する検討事項について、意見交換

11～12 月頃 既存周波数に関するヒアリング及び意見交換

1 月頃 ヒアリング結果を踏まえた意見交換及び検討会における意見の要約

議事の進行等について

1 意見の陳述について

検討会の構成員、ヒアリング参加者が意見の陳述を希望する場合には、あらかじめ座長に対して発言を求め、その指名を受けて行わなければならないものとする。

2 会議の傍聴について

検討会は公開で行うこととし、希望者には傍聴を認める。ただし、座長は、傍聴者が発言を行うなど議事の進行の妨げになると認めるときは、当該傍聴者に退席を求めるものとする。

3 ヒアリングの実施について

(1) ヒアリングの内容及び参加者

新規周波数、既存周波数に関する検討課題について、既存の携帯電話事業者及び携帯電話事業に参入する具体的な計画を有している者を対象として、ヒアリングを行う。ヒアリング参加者については、事務局において募集し、参加希望が多数の場合には、参加者として数名を選定する。なお、希望者が多数のために参加ができない者については、書面でのみ意見を提出できるものとする。

(2) ヒアリングの進行

ヒアリング参加者が検討課題に関する意見陳述を順次行った後、検討会構成員及びヒアリング参加者により質疑応答及び意見交換を行う。なお、ヒアリング参加者同士による質疑応答及び意見交換も可とする。

4 検討会の検討結果について

検討会の場で構成員及びヒアリング参加者から寄せられた意見については、要約を行うものとする。